

令和7年度 湖西市立小中学校学習者用端末整備事業 入札説明書

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度 湖西市立小中学校学習者用端末整備事業

(2) 入札形態

一般競争入札（郵便入札による）

※ 湖西市立小学校・中学校施設設備等整備事業競争入札心得（以下「入札心得」という）を適用する。

(3) 品質・規格など

「令和7年度 湖西市立小中学校学習者用端末整備事業仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

(4) リース期間

令和8年3月1日から60か月

(5) 入札方法

月額金額で入札に付する。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 補助金について

本件は静岡県の「静岡県公立学校情報機器整備事業費補助金」による事業であり、落札者は湖西市と共同申請者となる。また、補助金については、共同申請者（落札者）に直接支払われることとなる。入札金額については、以下の項目に留意すること。

ア. 補助金を除いた額で算定すること。なお、補助金額は千円未満を切り捨てて算出すること。

イ. 補助金の交付対象台数は4,536台とする。（調達台数4,547台）

ウ. 補助対象経費は、学習者用端末の整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む。）となっている。

- エ. 補助基準額は、1 台当たり55,000円又は端末価格のいずれか低い額とされている。
補助金額は、補助基準額×台数に補助率2／3を乗じた額となる（千円未満切り捨て）。
 - オ. 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が生じる場合は相当する額を減額するとされている。
 - カ. 本件には、補助対象でないソフトウェア等も含むため、仕様書を十分に確認し金額の算定をすること。
- (7) 補助金申請等
- ア. 本件は、補助事業であるため、契約の締結は、補助金の交付決定後になる。
 - イ. 消費税等仕入控除税額についても適切に取り扱うこととされており、受注者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。
ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではないが、実績報告書を提出するに当たり、明らかになった場合は、減額して実績報告書を提出すること。
 - ウ. 補助金額の確定以降に消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、返還手続きが必要となるので留意すること。
- (8) 予定価格
公表しない
- (9) 最低制限価格
なし

2. 入札参加資格（以下に掲げる事項を全て満たした者とする。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 湖西市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 湖西市暴力団排除条例(平成24年湖西市条例第34号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てが成されている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者(再生の決定を受けている者を除く。)に該当しない者であること。

3. 担当部署及び連絡先

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
湖西市教育委員会教育総務課 担当：加藤
電話：053-576-4792 FAX：053-576-4872
メールアドレス:kyousou@city.kosai.lg.jp

4. 仕様書の閲覧、入手

(1) 期間

公告日から令和7年10月22日(水)午後5時まで

(2) 方法

湖西市ウェブサイトからダウンロード

(https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/kyoikusomuka/gyomuannai/2_1/17281.html)

[組織一覧]→[教育総務課]→[業務案内]→[教育総務課入札・調達情報]→[入札公告【令和7年度 湖西市立小中学校学習者用端末整備事業】]内の仕様書および様式・入札心得等を閲覧、ダウンロードしてください。

5. 質問の受付

仕様書等に対し質問がある場合は、以下の点に留意の上、質問書(様式第6号)を電子メール(宛先は「3 担当部署及び連絡先」を参照)にて提出すること。

(1) 質問書提出期限

令和7年10月15日(水)午後5時まで

(2) 質問の回答

令和7年10月17日(金)までに湖西市ウェブサイトでの回答

6. 入札および開札

(1) 提出方法

郵送(一般書留、又は簡易書留に限る。)または持参

(2) 提出期間

公告日から令和7年10月22日(水)午後5時まで

(3) 提出先

湖西市教育委員会教育総務課 (「3 担当部署及び連絡先」を参照)

(4) 提出書類

① 入札書(様式第1号)

様式1「入札書」を使用し、「入札用封筒」に内封すること。

- ・ 「入札書」の記入の方法 → 「入札書記入例」参照
- ・ 「入札用封筒」の作成方法 → 「入札書用封筒記載方法」参照
- ・ 月額を記載すること。
- ・ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札参加資格に関する誓約書(様式第2号)

③ 使用印鑑届(様式第3号)

④ 湖西市に対し納付すべき市税に未納がないことを証する書面(様式第4号)

- ・ 発行後3カ月以内のもの(写し)。
- ・ 湖西市内に本店若しくは主たる営業所を有する事業者又は湖西市内に契約事業者となる支店等を有する事業者のみ提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書面

- ・ 法人の場合：税務署が発行する納税証明書(その3の3)
- ・ 個人事業者：税務署が発行する納税証明書(その3の2)
- ・ 発行後3カ月以内のもの(写し)。

⑥ 履歴事項全部証明書

- ・ 法人のみ提出すること。
- ・ 発行後3カ月以内のもの(写し)。

⑦ 身分(身元)証明書(写し可)

- ・ 個人事業者のみ提出すること。

⑧ 登記されていないことの証明書(写し可)

- ・ 個人事業者のみ提出すること。

⑨ 提出書類省略許可申請書(様式第5号)

- ・ 同一年度内で湖西市の行う入札に参加し、既に③～⑧の書類を提出している者は⑨の提出で各書類の提出を省略できる。

⑩ 入札内訳書(様式第8号)

様式1「入札書」とともに、「入札用封筒」に内封すること。

(5) 入札執行回数

1回

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札条件

令和8年3月1日リース開始とすること。

無償譲渡契約とすること。

リース品の修繕に動産総合保険は利用しない。

(8) その他

- ① 入札心得書を熟読し、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 書類に用いる言語は日本語とする。
- ④ 提出された書類は返却しない。

7. 開札

(1) 日時

令和7年10月23日(木) 午前9時00分

(2) 場所

静岡県湖西市吉美3268番地 湖西市役所 301会議室

(3) 立会人

入札参加者は開札に立ち会うことができる。(事前にご連絡ください。)

ただし、法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状(様式第7号)を持参すること。

なお、入札参加者の立会いがいない場合においては、当該入札事務に関係のない湖西市職員が立ち会うものとする。

8. 入札の無効

この公告の示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価格の入札者があるときはくじ引きを行い、落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が出席している場合は代表者又は代表者の委任を受けている者が引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行う。

- (2) 低入札価格調査等に関する事項
 - ① 調査基準価格の設定 なし
 - ② 最低制限価格 なし

10. 補助金交付申請等

落札者は湖西市と共同で、補助金の交付申請・実績報告等を行うこと。なお、申請書類⁴の作成は、原則として湖西市が行い、落札者は湖西市の要求に応じ、必要な資料を提出すること。

11. 契約に関する事項

(1) 契約書

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額とする。

契約書は、原則各社所定の賃貸借契約書案を基に協議を行った後に当該契約の締結に関する手続きを行う。

落札した者は落札金額に対応する明細および校種ごとの内訳書を作成し、速やかに湖西市に提出すること。

秘密保持に係る誓約書を提出すること。

当該契約の締結は、補助金交付決定後とする。

契約書および契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約方法

契約期間の60月を一括で契約する。

12. 支払い条件

(1) 前払い金

なし

(2) 支払い方法

契約総額を60で均等に分割し支払う。

請求は月毎とし、使用月の翌月初めに請求を行い、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

請求書は湖西市教育委員会教育総務課に送付する。

小学校分と中学校分は別請求とする。

以上